

愛媛県立中央病院整備運営事業 入札説明書に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 入札説明書」に関する質問のうち、参加要件確認関連の質問への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	章	番号	項()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質問	回答
001	007	第2	12						地域経済の振興	「県内事業者の登録」を予定されていますが、登録事業者リストに掲載されていない県内事業者であっても本事業に参入することは可能、と考えてよろしいでしょうか？	9月28日に公表した「県内事業者の登録」をするか否かは県内企業の任意です。で、本事業への参画の可否とは関係がありません。したがって、登録していない県内事業者も自由に本事業に参画していただいても構いません。
002	008	第3	2	3	ア					参加要件(ア 共通事項)の中で「一般競争入札参加要件確認基準日において」と明記されているものとされていないものがありますが、全て一般競争入札参加要件確認基準日において要件を満たしている必要があるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書第3.2(8)に記載の参加要件確認期間にわたり満たしている必要があります。
003	009	第3	2	3	イ	ア			代表企業	「他の個別業務を実施することができる」とありますが、代表企業は統括マネジメント業務以外の個別業務を行わなければならないのでしょうか？	代表企業は統括マネジメント業務を主導的に行う必要がありますが、他の個別業務を実施するか否かは任意です。
004	009	第3	2	3	イ	イ			マネジメントサポート企業	「マネジメント・サポート業務」とは、「統括マネジメント業務」と同義と考えてよろしいでしょうか？	ご質問の趣旨及び「同義」の位置付けが不明確ですが、入札説明書第3.2(1)イに記載のとおり、マネジメント・サポート業務とは、統括マネジメント業務のうち、事業者のみでは提供し得ない機能に関する業務となります。
005	009	第3	2	3	イ	イ				マネジメント・サポート業務は第3.2.(3)アに示す「役務の提供」には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	マネジメント・サポート業務は「役務の提供」に該当します。
006	009	第3	2	3	イ	ウ	a			設計協力企業の参加要件のうち「一般病床500床以上の病院建物」についてですが、一般病床500床以上の範囲を対象にした大規模改修の設計も、実績として認めただけでよろしいでしょうか。	一般病床500床以上の病床を持つ病院建物全体を対象とした大規模改修の設計業務であれば実績として認めます。
007	009	第3	2	3	イ	ウ	a			病院PFI事業の設計業務は、事業者と病院・県側との調整事項が多いため、設計内容のスムーズなマネジメントのためにも、工事業務を行うゼネコンの設計部が実施設計段階においては設計協力企業とJVを組む事が有効な手段と考えます。このような場合の参加要件としては、設計業務・工事監理も行う設計協力企業が参加要件を満たしておれば、JVを組むゼネコンの設計部は、参加資格要件までは求められないとしてよろしいでしょうか。	入札説明書第3.2(3)イに記載のとおり、設計業務をJVを組んで実施する場合にはすべての者が該当する要件を満たしてください。
008	010	第3	2	3	イ	ウ	b			一般病床500床以上の病院建築の、建築・電気・管工事を一括で受注した実績があれば、建築工事、電気工事、管工事ともに実績を有すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
009	010	第3	2	4						応募者等の構成する法人の変更について、「特別の事情がありやむを得ないと県が認めた場合は、この限りではない」とありますが、構成する法人には代表企業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ただし書きにあるとおり、変更を認めるのは特別の事情がありやむを得ないと県が認めた場合に限りです。
010	011	第3	2	8						「一般競争入札参加要件確認基準日」は「参加要件確認期間」と読み替える」とありますが、「参加要件確認基準日」から落札者決定日まで競争入札参加資格を継続して満たしていることが必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
011	011	第3	3	1						平成19年11月22日を予定している入札説明書等に関する質問等への回答(第1回)と11月26日を予定している参加要件確認日の間隔が短く、事業者の参画可否の判断が出来ないと考えますので、当該期間を延長して頂けないでしょうか。	今回公表している回答内容が、ご質問にある「参画可否の判断」に関するものであると考えており、回答日の方を早めております。なお、他の質問についても順次回答いたします。

N o	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ロ-マ 字	小項目 (ロ-マ 字)	その他	質 問	回 答
012	012	第3	3	1						入札説明書等に関する質問等への回答(第一回)の公表は、平成19年11月22日となっておりますが、同日が参加要件確認書類等の受付日となっておりますので、参加要件確認に関する質疑については、10月中にご回答いただけないでしょうか。	今回公表している回答内容がご質問にある参加要件確認に関する質疑への回答となります。
013	014	第3	3	3	イ	オ	a			質問の回答日が平成19年11月22日とありますが、参加要件確認書類の受付が11月26日までですので、参加要件確認書類関連や、その他事業者の参画条件に関わる質問に対する回答はなるべく早く頂きたいと考えますが、いかがでしょうか？(早期回答が難しい場合は参加要件確認書類受付期間を遅らせていただきたいと考えておりますが、一方で個別現場説明会実施や、第3-3-(7)-ア-(エ)に規定される「守秘義務対象資料」の受領に関しては提案にあたって早急に行って頂きたいため、極力質問回答を早めていただきたいと考えております。)	今回公表している回答内容がご質問にある参加要件確認に関する質疑への回答となります。
014	016	第3	3	4	ア	ア				受付期間内であれば何度でも提出しなおすことは可能でしょうか。	参加要件確認書類の提出に当たっては、提出しなおすことがないよう十分確認してください。ただし、やむを得ず提出しなおす必要がある場合に限り、提出のしなおしも認めることを考えています。
015	016	第3	3	4	エ					仮に一部の応募者等が参加要件を満たさずに失格となった場合、再提出の機会はいかなる理由があっても与えられないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
016	016	第3	3	4	エ					参加要件資格確認結果の内容は公表される予定でしょうか？ご教示願います。	現在のところ公表する予定はありません。
017	016	第3	3	5	ア					個別現場説明会実施予定期間内において複数回の申し込みが可能でしょうか。また、1回当たりの時間はどの程度確保いただけるのでしょうか。説明を希望する現場の数に制限はないのでしょうか。	個別現場説明会については、参加要件の確認を受けた応募者等ごとに1回とします。 なお、病院ラウンドは様式集(様式15)に記載される「現場名」「趣旨」を踏まえた上で、必要に応じて県側で①運営業務関連と②施設関連の2班に分けて実施し、施設見学終了後全体で質疑回答を行うことを現在想定しております。 実施時間については、県の想定としては、ラウンド開始から質疑回答終了までで現在4時間程度を想定しておりますが、事業者側の要望を考慮して適宜時間を長く取ること検討します。 説明を希望する現場の数に制限はありませんが、限られた時間内で対応する必要があるため、希望した現場全てにおいて説明を行うことができない場合もあります。 なお、県側職員の参加対象者、人数についても極力事業者側の要望を反映したいと考えております。ただし、部門ごとに対応できる時間帯が異なりますので、順番等については県側で調整いたします。 なお、個別現場説明会の実施要領は、個別現場説明会参加申請書を受付けた際に交付します。
018	016	第3	3	5	ア					個別現場説明会の位置付け(施設面に関するものか、それとも運営面に関するものか)をご教示下さい。また、本個別現場説明会には協力企業は参画できないという理解で宜しいでしょうか。運営に関する現場説明会であれば、実際に業務を行う協力企業が現場を把握することが重要であるので、参加可能企業に協力企業を含めて頂けないでしょうか。	個別現場説明会の位置付けは、ご質問にある「施設面に関するもの」「運営面に関するもの」の両方を想定しています。質問No.017もあわせてご参照ください。 なお、参加者については、様式集(様式14)に示すとおり、応募者等を構成する法人に限定します。 適宜、必要に応じて事前調整を行って頂き、提案書作成にあたって、当該機会が有益になるよう、十分な準備を講じてください。
019	016	第3	3	5	ア					個別現場説明会では、当日の質問は受け付けていただけるのでしょうか。	まず、様式集(様式15)における「趣旨」の欄に、説明を求める目的や確認したい事項等について明確に記載していただければ、当日の説明も有意義なものにできると考えています。 その上で、当日の病院ラウンド後の質問は基本的に受け付けますが、その場での県側の回答に関しては、県の正式な回答ではなく、県・応募者双方を拘束するものではないことを、予めご了承ください。 正式な回答を求められる場合には、後日実施される質問回答等の機会をご活用願います。

№	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	その他	質 問	回 答
020	017	第3	3	5	エ					応募者等ごとに個別に実施される現場説明会について、内容、時間、応募者等の参加可能人数等の現在の想定をご教示下さい。	(質問No.017参照) なお、参加可能人数については、様式集(様式14)をご参照ください。
021	017	第3	3	5	イ	ア				個別現場説明会における説明を希望する現場については、範囲を限定せずに希望することが可能でしょうか？	(質問No.017参照)
022	017	第3	3	5	エ					個別現場説明会の所要時間はどの程度でしょうか。	(質問No.017参照)
023	020	第3	3	7	ア					例えば、医薬品調達業務等に携わる「その他の協力企業」は、守秘義務対象資料を参照しながら複数グループに見積り等を提出することになると思われませんが、その場合、当該「その他の協力企業」はそれぞれのグループから守秘義務誓約書を提出する必要があるのでしょうか？	ご質問の場合、それぞれのグループから守秘義務誓約書を提出する必要があります。
024	020	第3	3	7	ア					守秘義務対象資料を具体的に明示願います。	入札関連様式のうち、現在の納入実績等、価格面が記載されたリスト関連書類の他、参考として提示する医療機器(初期調達分)の県が想定する参考メーカー及び型式等が記載したリスト、現病院の委託仕様書及び業務運営フロー、業務量等の参考資料関連などを想定しております。
025	020	第3	3	7	ア					確認協力企業は応募者の参加要件確認の対象にならないと理解しますがよろしいでしょうか。また、確認協力企業が必ずしも将来的に個別業務を受託するとは限らないと理解してよろしいでしょうか。	前段及び後段ともにご理解のとおりです。
026	020	第3	3	7	ア					同一の個別業務に関し、複数の確認協力企業を申請することは可能でしょうか。	可能です。
027	020	第3	3	7	ア	エ				「守秘義務対象資料」として想定されている資料はどのような資料でしょうか？守秘義務誓約を行う企業を特定するため、ご教示いただきたいと思います。	(質問No.024参照)
028	020	第3	3	7	イ					守秘義務誓約書に記載のない協力企業に対する資料開示とありますが、提案書を作成するにあたり、将来的に協力企業になるか否かわからない企業、あるいは物品の調達をおこなう地元卸企業についても複数社存在し、これら全てについても資料開示を少しでも行う要素があるのなら、守秘義務誓約書の提出が必要でしょうか。	ご質問の場合、守秘義務誓約書の提出が必要となります。